

申請書共通ポキャブラリ辞書

目次 (モジュール一覧)

付録 F の利用方法 F-1

No.	モジュール名	ページ	No.	モジュール名	ページ
1	文書名 F-3	35	時 F-7
2	文書番号(様式番号) F-3	36	分 F-7
3	様式規定法令 F-3	37	金額 F-8
4	あて先 F-3	38	資本金 F-8
5	申請届出根拠 F-3	39	売上高 F-8
6	法令名 F-3	40	円 F-8
7	手続名 F-3	41	千円 F-8
8	氏名 F-4	42	百万円 F-8
9	氏 F-4	43	ドル F-9
10	名 F-4	44	千ドル F-9
11	法人団体名 F-4	45	百万ドル F-9
12	住所 F-5	46	数量型期間 F-9
13	都道府県 F-5	47	年数 F-9
14	市郡 F-5	48	月数 F-9
15	区 F-5	49	日数 F-9
16	町名等 F-5	50	時間 F-9
17	郵便番号 F-5	51	年齢 F-9
18	電話番号 F-5	52	従業員数 F-9
19	FAX 番号 F-5	53	人 F-9
20	電子メールアドレス F-5	54	株式数 F-9
21	生年月日 F-5	55	範囲型期間 F-10
22	性別 F-6	56	開始日付 F-10
23	役職名 F-6	57	終了日付 F-10
24	職業 F-6	58	開始時刻 F-10
25	国籍 F-6	59	終了時刻 F-10
26	本籍 F-6	60	区間 F-10
27	続柄 F-6	61	始点 F-10
28	業種 F-6	62	終点 F-10
29	日付 F-6	63	フリガナ F-10
30	年号 F-6	64	ふりがな F-10
31	年 F-7	65	場所 F-10
32	月 F-7	66	理由 F-10
33	日 F-7	67	符号 F-11
34	時刻 F-7	68	記載説明 F-11

「付録F：申請書共通ボキャブラリ辞書」の利用方法について

本辞書は様式の記載項目に対する申請書共通ボキャブラリのモジュールを選定する際に利用します。

下記の利用方法を想定しています。

【利用方法】

- (1) 様式の記載項目から、利用すべき申請書共通ボキャブラリのモジュールを選定します。
 - ・ タグにしたい記載項目に対して利用すべき申請書共通ボキャブラリのモジュールを選定する際に使用します。
 - ・ 具体的には、タグにしたい記載項目に類似した用語を「記載項目に用いられる用語」の欄から探し出し、これに対応する申請書共通ボキャブラリのモジュールを調べます。
- (2) 選定した申請書共通ボキャブラリのモジュール適合性を確認します。
 - ・ 実際に申請書共通ボキャブラリのモジュールを用いて記載項目をもとにタグを定義した際に、選定した申請書共通ボキャブラリのモジュールが妥当なものであるかを確認する際に使用します。
 - ・ 具体的には、実際に使用したモジュールに対する「記載項目に用いられる用語」や「申請書の記載例」を見て、自分が使用したものと類似したものがあるかを確認します。
- (3) (1)(2)の際に、モジュールの意味の理解を深めるための材料とします。
 - ・ 様式の記載項目の性質にあったモジュールを選定するために意味を正確に把握するために使用します。
 - ・ 知りたいモジュールの「関係上位モジュール、関係下位モジュール」「様式中関連して使用されるモジュール」「類似・異義モジュール」を見て、判断に迷ったときの参考とします。

【辞書を構成する各項目の説明】

- ・ No.
索引番号。
- ・ モジュール名
申請書共通ボキャブラリで使用されているモジュール名です。
- ・ カナ
モジュール名のフリガナ。
- ・ 様式構成要素群
様式識別要素群・記載内容要素群・記載支援要素群・行政使用要素群のいずれに属するかを表しています。
- ・ 意味
モジュールの意味。理解を促すための解説。
- ・ 関係上位モジュール、関係下位モジュール
氏名モジュールと氏モジュール又は名モジュールの関係の様に、そのモジュールと構造関係があるモジュールです。
例 住所 ←→ 都道府県・市郡・区・町名等 日付 ←→ 年号・年・月・日
関係下位モジュールはその関係上位モジュールを見ることで「記載項目に用いられる用語」や「申

請書の記載例」を確認することができます。円モジュール・ドルモジュールなどは「記載項目に用いられる用語」「申請書の記載例」が金額モジュールのものと同一のため省略されていますが、この欄を参照し、金額モジュールの「記載項目に用いられる用語」「申請書の記載例」を確認できます。

- ・ 様式中関連して使用されるモジュール

対象のモジュールを使用する際に、関連して使用されることが多いモジュールです。このモジュールを利用することで、誤用を防ぐことができます。

例 郵便番号 ↔ 住所・電話番号

- ・ 類似・異義モジュール

似ているが意味が異なり注意が必要なモジュールです。判断に迷うようなモジュールがあるとき参考にすることができます。

例 文書名 ↔ 手続名 職業 ↔ 業種

- ・ 記載項目に用いられる用語

様式の記載項目に用いられる用語です。

具体的には、複数の記載事項が存在するものについては個々の記載事項に分解したものです。

修飾的表現が使われている記載項目については、その部分を取り除いたものです。

例えば、「請負人の氏名又は名称及び住所」は次のように分解されます。

「請負人の氏名」

「請負人の名称」

「請負人の住所」

さらに、修飾部分を取り除くと次のようになります。

「〇〇の氏名」

「〇〇の名称」

「〇〇の住所」

- ・ 申請書の記載例

記載項目に用いられる用語が、実際に使われている例です。

【辞書のなかで用いられている記号の説明】

ex. 例

cf. 注釈

モジュール名	カナ	様式構成要素群	意味	関係上位モジュール、関係下位モジュール	様式中関連して使用されるモジュール	類似・異義モジュール	記載項目に用いられる用語	申請書の記載例
1 文書名	ブンシヨメイ	様式識別要素群	申請・届出で提出される文書の名称を記載する項目。 cf. 様式第1,等の表現が用いられ、法令単位で番号が決められている場合が多い。 様式中、行政機関から申請者に付与された登録番号等は、「番号」許可番号」等の表現がされているのに対し、文書番号は予め様式に記載されているもので、内容が異なる。 同様に、申請者側が内部的な管理等のために当該申請文書に採番した番号も内容が異なるため、これには当てはまらない。		<p>【】文書番号 (様式番号)</p> <p>【】様式規定法令</p> <p>【】申請届出根拠</p> <p>様式第8「様式第5」のような文書番号、「(第10条関係)」のような様式規定法令、「次のとおり、計量法第107条の登録を受けたいので、申請します。」のような申請届出根拠とともに用いられることがあり、これらの前後に文書名に相当するものが存在する。</p>	<p>【】手続名</p> <p>文書名は様式中に表現されているのに対し、手続名は様式には記載されていない。しかし、それぞれの内容は似ており、様式のデータを扱う上では、間違いやすい部分があるため、注意を要する。</p> <p>手続名 ex. 事業開始の認可」 (根拠条文から読み取ったもの) 文書名 ex. 事業開始認可申請書」 (様式に記載されている具体的な名称)</p>	<p>登録申請書</p> <p>許可申請書</p> <p>再交付申請書</p> <p>届出書</p>	<p>登録電気工事者登録申請書</p> <p>前払式割賦販売業許可申請書</p> <p>使用許可証再交付申請書</p> <p>譲渡届出書</p>
2 文書番号 (様式番号)	ブンシヨバンゴウ (ヨウシキバンゴウ)	様式識別要素群	様式等の文書を管理するための識別番号を記載する項目。 cf. 様式第1,等の表現が用いられ、法令単位で番号が決められている場合が多い。 様式中、行政機関から申請者に付与された登録番号等は、「番号」許可番号」等の表現がされているのに対し、文書番号は予め様式に記載されているもので、内容が異なる。 同様に、申請者側が内部的な管理等のために当該申請文書に採番した番号も内容が異なるため、これには当てはまらない。		<p>【】文書名</p> <p>【】様式規定法令</p> <p>【】申請届出根拠</p> <p>登録電気工事者登録申請書」のような文書名、「(第10条関係)」のような様式規定法令、「次のとおり、計量法第107条の登録を受けたいので、申請します。」のような申請届出根拠とともに用いられることがあり、これらの前後に文書番号に相当するものが存在する。</p>	<p>【】符号</p> <p>文書番号は、様式を識別するための番号で、符号はある一定の体系に基づいてつけられたものを意味するものである。符号の一部に文書番号も含まれると考えられるが、行政手続を行う上では、これらは別に管理したいものであるため、個別に扱っている。 同様に、電話番号、郵便番号、FAX番号も別扱いとする。</p> <p>文書番号 ex. 様式第2」 符号 ex. 輸入者符号」許可番号」</p>	様式第	<p>様式第8</p> <p>様式第5</p>
3 様式規定法令	ヨウシキキテイホウレイ	様式識別要素群	当該申請・届出に関する様式を規定している法令の法令名・条・項・号を記載する項目。 cf. 具体的には、様式中、様式第1 (第3条関係) というような表現で用いられる場合が多く、様式第1は文書番号 (様式番号) をさしているのに対し、(第3条関係) は、その様式を規定している法令の条項をさしている。たいていの場合、これは施行規則の条項をさしていることが多く、施行規則の当該条項には、「法第 条の届出をしようとするものは、様式第10の届出書を大臣へ提出すること」のようなことが記載されている。		<p>【】文書名</p> <p>【】文書番号 (様式番号)</p> <p>【】申請届出根拠</p> <p>登録電気工事者登録申請書」のような文書名、「様式第5」様式第8」のような文書番号、次のとおり、計量法第107条の登録を受けたいので、申請します。」のような申請届出根拠とともに用いられることがあり、これらの前後に様式規定法令に相当するものが存在する。</p>	<p>【】申請届出根拠</p> <p>様式規定法令は、様式が規定されている法令名や該当条項を意味するのに対し、申請届出根拠は、その手続自体がこづたから、その根拠に基づいて申請します」といった内容を意味するものである。 様式規定法令 ex. 様式第1 (第10条関係)」、別記様式3 (第2条)」など文書番号との組合わせて用いられることが多い。 申請届出根拠 ex. 次のとおり、計量法第107条の登録を受けたいので、申請します。」のように用いられる。</p>	(第 条関係)	<p>(第10条関係)</p> <p>cf. 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行規則 第十条 法第十五条第二項の規定により届出をしようとする者は、様式第八による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。 (第6条関係)</p> <p>cf. 割賦販売法施行規則 第六条 法第十八条の六第二項の規定による届出は、様式第五による届出書を提出してしなければならない。</p>
4 あて先	アテサキ	様式識別要素群	申請・届出等行政手続の処分権者を記載する項目。 cf. 実際に様式を提出する窓口等の提出先ではなく、法令でその手続の処分権限を持っている者を意味する点で、実際に様式を提出する窓口等の提出先とは内容が異なる。				殿	<p>経済産業大臣殿</p> <p>国土交通大臣殿</p> <p>経済産業局長殿</p> <p>都道府県知事殿</p>
5 申請届出根拠	シンセイトケデコンキョ	様式識別要素群	該当する様式を規定している法令等に基づいて申請や届出をしていることを説明する項目。 cf. 様式を規定している法令名や条項自体を示すものではない。		<p>【】文書名</p> <p>【】文書番号 (様式番号)</p> <p>【】様式規定法令</p> <p>登録電気工事者登録申請書」のような文書名や、「様式第5」様式第8」のような文書番号や、「(第10条関係)」のような様式規定法令とともに用いられることがあり、これらの前後に申請届出根拠に相当するものが存在する。</p>	<p>【】様式規定法令</p> <p>様式規定法令は、様式が規定されている法令名や該当条項を意味するのに対し、申請届出根拠は、その手続自体がこづたから、その根拠に基づいて申請します」といった内容を意味するものである。 様式規定法令 ex. 様式第1 (第10条関係)」、別記様式3 (第2条)」など文書番号との組合わせて用いられることが多い。 申請届出根拠 ex. 次のとおり、計量法第107条の登録を受けたいので、申請します。」のように用いられる。</p> <p>【】法令名</p> <p>法令名は、その手続の根拠となっている法律、政令、省令、告示等の名称を示すのに対し、申請届出根拠は、その手続自体がこづたから、その根拠に基づいて申請します」といった内容を意味するものである。 法令名 ex. 計量法」 申請届出根拠 ex. 次のとおり、計量法第107条の登録を受けたいので、申請します。」</p>	第 条 -	<p>次のとおり、計量法第107条の登録を受けたいので、申請します。</p> <p>割賦販売法第12条第1項の規定により、前払式割賦販売業の許可を受けたいので、同条第2項に規定する書類を添えて、下記のとおり申請します。</p>
6 法令名	ホウレイメイ	様式識別要素群	申請手続が根拠としている法令の法令名・条・項・号を記載する項目。					
7 手続名	テツツキメイ	様式識別要素群	法令で規定された申請手続名を記載する項目。 cf. 事業開始の認可」等、条文中に記載されている内容を簡素化した表現で用いられる手続行為の名称で、「事業開始認可申請書」等具体的な文書名とは異なる。			<p>【】文書名</p> <p>文書名は様式中に表現されているのに対し、手続名は様式には記載されていない。しかし、それぞれの内容は似ており、様式のデータを扱う上では、間違いやすい部分があるため、ここに掲載することとする。</p> <p>手続名 ex. 事業開始の認可」 (根拠条文から読み取ったもの) 文書名 ex. 事業開始認可申請書」 (様式に記載されている具体的な名称)</p>		

モジュール名	カナ	様式構成要素群	意味	関係上位モジュール、関係下位モジュール	様式中関連して使用されるモジュール	類似・異義モジュール	記載項目に用いられる用語	申請書の記載例
12 住所	ジユウシヨ	記載内容要素群	様式中に用いられる「住所」を意味するもの。	都道府県 市郡 区 町名等	【】氏名 被相続人の氏名及び住所」など申請・届出事項に用いられる場合や、氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名」等申請者を意味する項目で、氏名と一緒に使用されている場合がある。 【】法人団体名 氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名」等申請者を意味する項目で、法人等の名称と一緒に使用されている場合がある。 【】郵便番号 【】電話番号 住所と共に、郵便番号、電話番号が用いられる場合がある。 【】本籍 個人の情報を申請・届出するような手続で、住所や氏名とともに、本籍が使用される場合がある。	【】本籍 住所は生活の拠点、住んでいるところを意味するのに対し、本籍は戸籍の所在する場所を意味するものである。様式上の記載項目としては、本籍は「本籍」と記載されている場合が多い。 【】場所 住所は生活の拠点、住んでいるところを意味するのに対し、場所は位置、とこ、一定の区域等を意味するものである。場所は非常に広い概念で捉えているのに対し、住所は都道府県、市区郡、町名、番地等を用いて具体的な生活の拠点を特定するものである。様式中の記載項目で、事業用施設の設置の場所」などが存在した場合に、たいていのものは、場所モジュールに該当すると考えられるが、その内容を吟味し、住所が用いられる場合には、場所モジュールではなく、住所モジュールを使用することとする。 住所 ex. 外国製造承認取得者の住所」 場所 ex. 事業用施設の設置の場所」 (内容に住所が使われないことが前提)	住所 新住所 の住所 被相続人の住所 組合の住所 採石業者の住所 滞納者の住所 代表者の住所 納税管理人の住所 発送人の住所 発注者の住所 薬事法第23条において準用する同法第15条第2項の技術者、医師、細菌学的知識を有する者その他の技術者の住所 破産債権者住所 連絡先住所 所在地 所在地番 の所在地 容器検査所所在地 鉱害防止業務又は鉱害防止事業を行う事業場の所在工場の所在地 事業場の所在地 集積場の所在地 所属団体の所在地 特定債権業者所在地 現住所 現住所(郵便番号) の現住所 航空検査技術者の現住所 居所 の居所 国籍の属する居所 住所又は居所 の住所又は居所 居住地 の居住地 の連絡先 仕事を開始するまでの連絡先 送付先 主たる事務所 都道府県 都道府県	住所 新住所 の住所 被相続人の住所 組合の住所 採石業者の住所 滞納者の住所 代表者の住所 納税管理人の住所 発送人の住所 発注者の住所 薬事法第23条において準用する同法第15条第2項の技術者、医師、細菌学的知識を有する者その他の技術者の住所 破産債権者住所 連絡先住所 所在地 所在地番 の所在地 容器検査所所在地 鉱害防止業務又は鉱害防止事業を行う事業場の所在工場の所在地 事業場の所在地 集積場の所在地 所属団体の所在地 特定債権業者所在地 現住所 現住所(郵便番号) の現住所 航空検査技術者の現住所 居所 の居所 国籍の属する居所 住所又は居所 の住所又は居所 居住地 の居住地 の連絡先 仕事を開始するまでの連絡先 送付先 主たる事務所 都道府県 都道府県
13 都道府県	トドフケン	記載内容要素群	様式中に用いられる「住所」のうち「都道府県」名の部分を意味するもの。	住所			住所	住所
14 市郡	シケン	記載内容要素群	様式中に用いられる「住所」のうち「市」や「郡」の部分の意味するもの。	住所			市区郡	市区郡
15 区	ク	記載内容要素群	様式中に用いられる「住所」のうち「区」の部分の意味するもの。 cf.東京都千代田区の場合「東京都」都道府県モジュール「千代田区」区モジュール市郡該当なし 神奈川県横浜市中区の場合「神奈川県」都道府県モジュール「横浜市」市郡モジュール「中区」区モジュール	住所			市区郡	市区郡
16 町名等	チヨウメイ ツ	記載内容要素群	様式中に用いられる「住所」のうち「町名」、「番地」、「マンション名」等の部分の意味するもの。 cf.様式中に用いられる「住所」のうち「都道府県」、「市郡」、「区」モジュールより下位の「町」、「村」、「町名」、「大字」、「字」、「丁名」、「番地」、「地番」、「マンション名」等の部分の意味するもの。	住所			町名等	町名等 町名・番地
17 郵便番号	ユウビン バンゴウ	記載内容要素群	様式中に用いられる「郵便番号」を意味するもの。 cf.住所とともに使用される場合が多い。		【】住所 【】電話番号 住所と共に使用される場合がある。氏名や法人団体名の住所を意味するものとして、住所と使用されることが多い。 郵便番号 ex. 「郵便番号」 符号 ex. 「輸入者符号」許可番号」	【】符号 符号はある一定の体系に基づいてつけられたものを意味するもので、符号の一部に郵便番号も含まれるとも考えられるが、行政手続を行う上では、これらは別に管理したいものであるため、個別に扱っている。 郵便番号 ex. 「郵便番号」 符号 ex. 「輸入者符号」許可番号」	郵便番号	郵便番号 〒
18 電話番号	デンワ バンゴウ	記載内容要素群	様式中に用いられる「電話番号」を意味するもの。 cf.住所とともに使用される場合が多い。		【】氏名 【】法人団体名 【】住所 【】郵便番号 【】FAX番号 氏名や法人等の情報の一部として、氏名、法人の名称、住所等と共に使用されることがある。 電話番号 ex. 「電話番号」 符号 ex. 「輸入者符号」許可番号」	【】符号 符号はある一定の体系に基づいてつけられたものを意味するもので、符号の一部に電話番号も含まれるとも考えられるが、行政手続を行う上では、これらは別に管理したいものであるため、個別に扱っている。 電話番号 ex. 「電話番号」 符号 ex. 「輸入者符号」許可番号」	電話番号 電話 TEL の電話番号	電話番号 電話 TEL 採石業者の電話番号
19 FAX番号	ファックス バンゴウ	記載内容要素群	様式中に用いられる「FAX番号」を意味するもの。		【】法人団体名 【】住所 【】電話番号 法人等の情報の一部として、法人の名称、住所、電話番号等と共に使用されることがある。 FAX番号 ex. 「FAX番号」 符号 ex. 「輸入者符号」許可番号」	【】符号 符号はある一定の体系に基づいてつけられたものを意味するもので、符号の一部にFAX番号も含まれるとも考えられるが、行政手続を行う上では、これらは別に管理したいものであるため、個別に扱っている。 FAX番号 ex. 「FAX番号」 符号 ex. 「輸入者符号」許可番号」	FAX番号 FAX	FAX番号 FAX
20 電子メールアドレス	デンシメー ルアドレス	記載内容要素群	様式中に用いられる「電子メールアドレス」を意味するもの。				電子メールアドレス	電子メールアドレス
21 生年月日	セイネン ガッピ	記載内容要素群	様式中に用いられる人の「生年月日」を意味するもの。 cf.日付と同様の内容だが、「生まれ」を意味するかどうかで別扱いしている。		【】氏名 【】年齢 【】性別 個人の情報の一部として、氏名、年齢、性別と共に使用されることがある。		生年月日 年月日生 の生年月日	生年月日 年月日 生 受給者の生年月日 被災者生年月日

モジュール名	カナ	様式構成要素群	意味	関係上位モジュール、関係下位モジュール	様式中関連して使用されるモジュール	類似・異義モジュール	記載項目に用いられる用語	申請書の記載例
31年	ネン	記載内容要素群	様式中に用いられる「日付」のうち「年」の部分の意味するもの。 cf.「日付」の構成要素で、年数等の量を意味するものではない。	日付		【】年数 年は「日付」のうち「年」の部分の意味するもので、年数は量を意味するものである。 様式に記載項目として、「年」となっているものは全て年モジュールに該当するとは限らない。様式上、年数を意味する記載項目の欄に、単位としての年という用語が用いられている場合がある。そのときは、年となっても年数を意味する項目である。 ex.実務経験年数 年	年	年
32月	ツキ	記載内容要素群	様式中に用いられる「日付」のうち「月」の部分の意味するもの。 cf.「日付」の構成要素で、月数等の量を意味するものではない。	日付		【】月数 月は「日付」のうち「月」の部分の意味するもので、月数は量を意味するものである。 様式に記載項目として、「月」となっているものは全て月モジュールに該当するとは限らない。様式上、月数を意味する記載項目の欄に、単位としての月という用語が用いられている場合がある。そのときは、月となっても月数を意味する項目である。 ex.稼働月数 月	月	月
33日	ヒ	記載内容要素群	様式中に用いられる「日付」のうち「日」の部分の意味するもの。 cf.「日付」の構成要素で、日数等の量を意味するものではない。	日付		【】日数 日は「日付」のうち「日」の部分の意味するもので、日数は量を意味するものである。 様式に記載項目として、「日」となっているものは全て日モジュールに該当するとは限らない。様式上、日数を意味する記載項目の欄に、単位としての日という用語が用いられている場合がある。そのときは、日となっても日数を意味する項目である。 ex.運転日数 日	日	日
34時刻	ジコク	記載内容要素群	様式中に用いられる「時刻」を意味するもの。 cf.時点を意味するもので、量を意味するものではない。	時分		【】時間 時刻は時点の意味するもので、時間は量を意味するものである。 時刻 ex. 開店時刻」事故発生時刻」 (値は12時40分など) 時間 ex. 労働時間」 (値は7時間30分など)	時刻 日時	時刻 特定事象の発生時刻 開店時刻 事故発生の日時 死亡の日時 廃棄の日時
35時	ジ	記載内容要素群	様式中に用いられる「時刻」のうち「時」の部分の意味するもの。 cf.「時刻」の構成要素で、何時間といった量を意味するものではない。	時刻			時	時
36分	ブン	記載内容要素群	様式中に用いられる「時刻」のうち「分」の部分の意味するもの。 cf.「時刻」の構成要素で、何分間といった量を意味するものではない。	時刻			分	分

モジュール名	カナ	様式構成要素群	意味	関係上位モジュール、関係下位モジュール	様式中関連して使用されるモジュール	類似 異義モジュール	記載項目に用いられる用語	申請書の記載例
37 金額	キンガク	記載内容要素群	様式中に用いられる「金額」を意味するもの。	資本金 売上高 円 千円 百万円 ドル 千ドル 百万ドル			額 金額 の合計額 総額 運賃 運賃精算金 月額 費 資金 料 価格 収入 手数料 賃金 賃金 保険金 保険料 預金 売上原価 営業外収益 営業外費用 営業増益 営業利益 管理費 繰越利益 繰延資産 繰上増益 繰上利益 減価償却費 研究開発費 自己資金 市中借入 社債 償還金 所要額 所要資金額 人件費 税引後利益 税引前利益 設置投資所要資金 設備資金 増加運転資金 総資産 単価 短期借入金 長期借入金 低利融資 当期純利益 当期増益 特別増益 納付金額 納付金単価 販売回収代金 販売金額 平均単価 法定準備金 無形固定資産 無利子融資 有形固定資産 剰余金 流通経費額 流動資産 累積増益 現金	概算払を受けようとする補助金の額 各回ごとの積立金の額 関税額 繰戻し額控除後の税額 融資希望額 構成員別の賦課金額 被害金額 申込金額 領収金額 合計金額 負債の合計金額 出資の総額 賃金総額 貨物運賃 輸入貨物運賃 旅客運賃 運送輸送運賃 運賃精算金 賃金月額 最近支払った賃金月額 標準報酬月額 請負工事費 事業費 所要資金 自己資金 その他資金 受講に要した入学科 受講料 参加料 買取り希望価額 月平均収入額 その他の収入 うち手数料等収入 受付手数料 紹介手数料 代理店手数料 賃金 賃金 最低賃金額 平均賃金 損害保険金に係る保険金 保険料 保険料 損害保険の係る保険料 特別保険料額 申立済概算保険料額 預金 預金 売上原価 売上原価 営業外収益 営業外収益 営業外費用 営業外費用 営業増益 営業増益 営業利益 営業利益 管理費 管理費 繰越利益 繰越利益 繰延資産 繰延資産 繰上増益 繰上増益 繰上利益 繰上利益 減価償却費 減価償却費 研究開発費 研究開発費 自己資金 自己資金 市中借入 市中借入 社債 社債 償還金 償還金 所要額 所要額 所要資金額 所要資金額 人件費 人件費 税引後利益 税引後利益 税引前利益 税引前利益 設置投資所要資金 設置投資所要資金額 設備資金 設備資金 増加運転資金 増加運転資金 総資産 総資産 単価 単価 短期借入金 短期借入金 長期借入金 長期借入金 低利融資 低利融資 当期純利益 当期純利益 当期増益 当期増益 特別増益 特別増益 納付金額 納付金額 納付金単価 納付金単価 販売回収代金 販売回収代金 販売金額 販売金額 平均単価 平均単価 法定準備金 法定準備金 無形固定資産 無形固定資産 無利子融資 無利子融資 有形固定資産 有形固定資産 剰余金 剰余金 流通経費額 流通経費額 流動資産 流動資産 累積増益 累積増益 現金 現金
38 資本金	シホンキン	記載内容要素群	様式中に用いられる「金額」を意味するものうち「企業等の「資本金」に該当するもの。	(金額)	法人団体名 法人等の情報の一部として、法人団体名と共に使用する場合があります。		資本金 資本金の額 資本又は出資金等の額	資本金 資本金の額 資本又は出資金等の額
39 売上高	ウリアゲダカ	記載内容要素群	様式中に用いられる「金額」を意味するものうち「企業等の「売上高」に該当するもの。	(金額)	法人団体名 法人等の情報の一部として、法人団体名と共に使用する場合があります。		売上高 売上 売上 売上	売上高 売上 売上 売上
40 円	エン	記載内容要素群	様式中に用いられる「金額」を意味するものうち「単位が「円」のもの。	(金額)			「金額」モジュールの欄を参照	「金額」モジュールの欄を参照
41 千円	センエン	記載内容要素群	様式中に用いられる「金額」を意味するものうち「単位が「千円」のもの。	(金額)			「金額」モジュールの欄を参照	「金額」モジュールの欄を参照
42 百万円	ヒヤクマンエン	記載内容要素群	様式中に用いられる「金額」を意味するものうち「単位が「百万円」のもの。	(金額)			「金額」モジュールの欄を参照	「金額」モジュールの欄を参照

モジュール名	カナ	様式構成要素群	意味	関係上位モジュール、関係下位モジュール	様式中関連して使用されるモジュール	類似・異義モジュール	記載項目に用いられる用語	申請書の記載例	
43 トレ	トレ	記載内容要素群	様式中に用いられる「金額」を意味するものうち、単位が「トレ」のもの。	(金額)			金額」モジュールの欄を参照	金額」モジュールの欄を参照	
44 千トレ	セントレ	記載内容要素群	様式中に用いられる「金額」を意味するものうち、単位が「千トレ」のもの。	(金額)			金額」モジュールの欄を参照	金額」モジュールの欄を参照	
45 百万トレ	ヒヤクマン トレ	記載内容要素群	様式中に用いられる「金額」を意味するものうち、単位が「百万トレ」のもの。	(金額)			金額」モジュールの欄を参照	金額」モジュールの欄を参照	
46 数量型期間	スウリョウ ガタキカン	記載内容要素群	様式中に用いられる「期間」を表すものうち、「数量」を意味するもの。 cf. 始点から終点までの量を意味するもので、始点から終点までの範囲を意味するものとは異なる。	年数 月数 日数 時間		<p>【】範囲型期間 数量型期間は量を意味するもので、範囲型期間は始点から終点までの範囲を意味するものである。 様式中の記載項目では、「事業の期間」など期間という用語が用いられ、数量型なのか、範囲型なのか分からないものが存在するが、それは、個々の事情に応じて範囲型の期間を記載するのか、数量型の期間を記載するのか判断する必要がある。範囲型期間の場合は、訓練期間 自 年 月 日 - 至 年 月 日 となっている場合があるので、実際に記載する欄に用いられている用語も確認する必要がある。</p>	年数	鉱山実務経験年数 耐用年数 償還年数(償還期間) 費用回収年数	
							月数	月数	運転月数 需要電力料金にあっては月数
							日数	日数	稼働日数 休業日数 実際に職業訓練を行った日 出席日数 所定労働日数
							時間数	時間数	労働時間が最も長い日の労働時間数 1日当たりの使用時間 延長時間 所定労働時間
							期間	期間	対象期間 旧協定の対象期間 契約期間 時間延長を行う期間 事業の期間
47 年数	ネンスウ	記載内容要素群	様式中に用いられる「数量型期間」のうち、年単位の量を意味するもの。 cf. 年数の量を意味するもので、時点を意味するものではない。	数量型期間		<p>【】年 年は「日付」のうち「年」の部分の意味するもので、年数は量を意味するものである。 様式の記載項目として、「年」となっているものは全て年モジュールに該当するとは限らない。様式上、年数を意味する記載項目の欄に、単位としての年という用語が用いられている場合がある。そのときは、年となっても年数を意味する項目である。 (例) 実務経験年数 年</p>	年数	鉱山実務経験年数 耐用年数	
48 月数	ツキスウ	記載内容要素群	様式中に用いられる「数量型期間」のうち、月単位の量を意味するもの。 cf. 月数の量を意味するもので、時点を意味するものではない。	数量型期間		<p>【】月 月は「日付」のうち「月」の部分の意味するもので、月数は量を意味するものである。 様式の記載項目として、「月」となっているものは全て月モジュールに該当するとは限らない。様式上、月数を意味する記載項目の欄に、単位としての月という用語が用いられている場合がある。そのときは、月となっても月数を意味する項目である。 (例) 稼働月数 月</p>	月数	運転月数	
49 日数	ニッスウ	記載内容要素群	様式中に用いられる「数量型期間」のうち、日単位の量を意味するもの。 cf. 日数の量を意味するもので、時点を意味するものではない。	数量型期間		<p>【】日 日は「日付」のうち「日」の部分の意味するもので、日数は量を意味するものである。 様式の記載項目として、「日」となっているものは全て日モジュールに該当するとは限らない。様式上、日数を意味する記載項目の欄に、単位としての日という用語が用いられている場合がある。そのときは、日となっても日数を意味する項目である。 (例) 運転日数 日</p>	日数	稼働日数	
50 時間	ジカン	記載内容要素群	様式中に用いられる「数量型期間」のうち、時単位の量を意味するもの。 cf. 時間の量を意味するもので、時点を意味するものではない。	数量型期間		<p>【】時刻 時刻は時点を意味するもので、時間は量を意味するものである。 時刻 ex. 閉店時刻「事故発生時刻」 (値は12時40分など) 時間 ex. 労働時間 (値は7時間30分など)</p>	時間	時間	
51 年齢	ネンレイ	記載内容要素群	様式中に用いられる人の「年齢」を意味するもの。		<p>【】氏名 【】生年月日 【】性別 個人の情報の一部として、氏名、生年月日、性別と共に使用される場合がある。</p>		年齢	年齢 (歳)	
52 従業員数	ジュウギョウ ウインスウ	記載内容要素群	様式中に用いられる企業の「従業員数」を意味するもの。 「人」と同様、人の数を意味するが、仕事に従事する従業員が対象となっている。		<p>【】法人団体名 法人等の情報の一部として、法人団体名と共に使用される場合がある。</p>		従業員数(人)	従業員数	
							役職員数	全役職員数 特定大学技術移転事業に従事する役職員数	
53 人	ニン	記載内容要素群	様式中に用いられる人の数を意味するもの。				労働者数	労働者数 事業の全労働者数 延労働者数 常時使用する労働者数	
							数	参加予定者数 組合員数 電気主任技術者数 員数 出生児の数	
54 株式数	カブシキス ウ	記載内容要素群	様式中に用いられる株式会社の株式の数を意味するもの。		<p>【】法人団体名 法人等の情報の一部として、法人団体名と共に使用される場合がある。</p>		の概数	訓練生の概数 その他の被災者の概数	
							者	国民健康保険組合加入者	
							人員	年間実施予定人員	
							定員	定員	
							株式数	株式数	
							所有株式数	所有株式数	
							発行済株式総数	発行済株式総数	
							保有する株式の数	保有する株式の数	
							持株数	持株数	
							持株数等	持株数等	
							所有株式の総数	所有株式の総数	

モジュール名	カナ	様式構成要素群	意味	関係上位モジュール、関係下位モジュール	様式中関連して使用されるモジュール	類似・異義モジュール	記載項目に用いられる用語	申請書の記載例
55 範囲型期間	ハンイガタキカン	記載内容要素群	様式中に用いられる「期間」を表すもの。 cf.始点から終点までの範囲を意味するもので、始点から終点の量を意味するものとは異なる。	開始日付 終了日付 開始時刻 終了時刻		①数量型期間 数量型期間は量を意味するもので、範囲型期間は始点から終点までの範囲を意味するものである。 様式中の記載項目では、「事業の期間」など期間という用語が用いられ、数量型なのか、範囲型なのか分からないものが存在するが、それは、個々の事情に応じて範囲型の期間を記載するのか、数量型の期間を記載するのか判断する必要があり、範囲型期間の場合は、訓練期間 自 年 月 日 - 至 年 月 日 となっている場合があるので、実際に記載する欄に用いられている用語も確認する必要がある。	期間 日時 始期 終期	工事期間 存続期間 契約期間 実務に従事した期間 許可(許可更新)の有効期間 算定期間 有効期間 養育のため休業する期間 開催日時(期間) 観覧日時 始期 終期
56 開始日付	カイシヒツケ	記載内容要素群	様式中に用いられる「範囲型期間」のうち、開始の時点の意味する日付のこと。	範囲型期間			開始日 自 年 月 日	開始日 自 年 月 日
57 終了日付	シュウリョウヒツケ	記載内容要素群	様式中に用いられる「範囲型期間」のうち、終了の時点の意味する日付のこと。	範囲型期間			終了日 至 年 月 日	終了日 至 年 月 日
58 開始時刻	カイシジコク	記載内容要素群	様式中に用いられる「範囲型期間」のうち、開始の時点の意味する時刻のこと。	範囲型期間			来客が駐車場を利用できる時間帯	来客が駐車場を利用できる時間帯 来客が駐車場を利用できる時間(自)
59 終了時刻	シュウリョウジコク	記載内容要素群	様式中に用いられる「範囲型期間」のうち、終了の時点の意味する時刻のこと。	範囲型期間			来客が駐車場を利用できる時間帯	来客が駐車場を利用できる時間帯 来客が駐車場を利用できる時間(至)
60 区間	クカン	記載内容要素群	様式中に用いられる場所と場所の間を意味するもの。 cf.期間は時間を意味するのに対し、区間は場所を意味する点で異なる。	始点 終点			区間 区間	区間 指定区間 自動車交通不能区間 供用開始の区間 工事の区間 送電線路の区間 供用されている区間
61 始点	シテン	記載内容要素群	様式中に用いられる「区間」の開始の場所を意味するもの。	区間			起点	起点
62 終点	シュウテン	記載内容要素群	様式中に用いられる「区間」の終了の場所を意味するもの。	区間			終点	終点
63 フリガナ	フリガナ	記載内容要素群	様式中に用いられる「振り仮名」を意味するもの。 cf.氏名、法人団体名とともに使われる場合が多い。		①氏名 ②法人団体名 氏名や法人団体名と共に、フリガナが使用される場合がある。		フリガナ	フリガナ
64 ふりがな	フリガナ	記載内容要素群	様式中に用いられる「振り仮名」を意味するもの。 cf.氏名、法人団体名とともに使われる場合が多い。		①氏名 ②法人団体名 氏名や法人団体名と共に、フリガナが使用される場合がある。		ふりがな	ふりがな (ふりがな)
65 場所	バシヨ	記載内容要素群	様式中に用いられる「申請事項に関する場所」を意味するもの。 cf.具体的な住所で表現される場合には「住所」を用いる。			①住所 住所は生活の拠点、住んでいるところを意味するのに対し、場所は位置、ところ、一定の区域等を意味するものである。 場所は非常に広い概念で捉えているのに対し、住所は都道府県、市区郡、町名、番地等を用いて具体的な生活の拠点を特定するものである。 様式中の記載項目で、「事業用施設の設置の場所」などが存在した場合に、たいていのものは、場所モジュールに該当すると考えられるが、その内容を吟味し、住所が用いられる場合には、場所モジュールではなく、住所モジュールを使用することとする。 住所 ex. 外国製造承認取得者の住所」 場所 ex. 事業用施設の設置の場所」 (内容に住所が使われないことが前提)	場所 営業所 港 地 納税地 原産地 原産地又は製造地 原産地 製造国(地) 地域 区域	保管する場所 廃棄予定場所 特定工場の設置の場所 供給場所 計測場所 現在ある場所 納税地として承認を受けようとする場所 発送場所 営業所 営業所の位置 船籍港 仕出港 次の仕出港 最終仕出港 出港後最初に入港する外国の港 寄港地 希望受験地 居住地 勤務地 出港地 納税地 被相続人の納税地 被合併法人の納税地 現在の納税地 原産地 原産地又は製造地 輸入した機械又は装置の原産地 製造国(地) 製造国(地) 通関業務を行おうとする地域 供給区域 分析業務区域
66 理由	リユウ	記載内容要素群	様式中に用いられる事項で、何かの「理由」を意味するもの。		①日付 解任理由」など申請書に用いられる理由の項目は、それが起こった事実の理由が何かを問っており、そういう場合には、理由と共に、「解任年月日」等その事実の起こった日付を関連して使用する場合がある。 「休止の理由」「休止年月日」 「消滅理由」「消滅年月日」など、理由と日付が関連して使われることが多い。		理由 事由 原因 変更要因	理由 理由 解任の理由 廃止理由 取戻しをしようとする理由 開始理由 技術導入契約の締結等をしようとする理由 休止の理由 氏名の変更理由 変更の理由 該当事由 営業譲渡等の事由 解任の事由 申出事由 臨時の執務の種類及び事労働者の責に帰すべき事 第1次試験の免除の者については、その免除事由 災害の原因 作成原因 資格喪失原因 死傷病の原因 喪失原因 変更要因 変更要因

モジュール名	カナ	様式構成要素群	意味	関係上位モジュール、関係下位モジュール	様式中関連して使用されるモジュール	類似・異義モジュール	記載項目に用いられる用語	申請書の記載例
67 符号	フゴウ	記載内容要素群	様式中に用いられる「あらかじめ決められた何らかの符号(コード番号)」を意味するもの。			<p>【】文書番号 文書番号は、様式を識別するための番号で、符号はある一定の体系に基づいてつけられたものを意味するものである。符号の一部に文書番号も含まれると考えられるが、行政手続を行う上では、これらは別に管理したいものであるため、個別に扱っている。 それと同様に、電話番号、郵便番号、FAX番号も別扱いとする。 符号 ex. 輸入者符号「許可番号」 文書番号 ex. 様式第2」 郵便番号 ex. 郵便番号」 電話番号 ex. 電話番号」 FAX番号 ex. FAX番号」</p>	符号 信号符字 船舶又は航空機の登録記号 都道府県コード番号 信号符字 船舶又は航空機の登録記号 都道府県コード 郵便証書記号番号 貨物を積んでいた又は積み込もうとする船舶又は航空機の登録番号 関税率表番号 記号番号 承認番号 税表番号 船舶番号 特例申告書の番号	輸入者符号 原産国(地)符号 船(機)籍符号 船(取)卸港符号 貿易形態別符号
68 記載説明	キサイセツメイ	記載支援要素群	申請書の記載方法や注意事項等を説明するための情報を記載する項目。 cf.実際の様式では、記載要項、記入要領、備考、注等の名称で呼ばれる。内容としては紙様式では用紙サイズなどが書かれていることが多い。				備考	備考(規模等) (備考)契約コース」の欄には、月掛金及び回数の別に例えば 5千円×60回=300千円」のように記載すること